

長崎梅ヶ崎軍人遺骨処分事件と谷千城

——政治家としての谷千城の誕生——

小林和幸

はじめに

台湾出兵や、西南戦争で勇猛な指揮官として活躍するなど、明治初期の陸軍を代表する存在の一人であった谷千城⁽¹⁾が、明治一四年（以下ことわらない限り明治）辞表を提出した。谷は、これ以前にも辞表を提出したこと⁽²⁾があったが、政府首脳の尽力により結果的にはそれは回避された。ところが、一四年の辞表提出にあたっては、明治天皇自らの度重なる慰留にも拘わらず谷の辞意は堅く、容易に説得に応じようとしなかった。この、いわゆる長崎梅ヶ崎軍人遺骨処分事件（以下梅ヶ崎事件と略記）に端を発した谷の辞表提出問題は、各個人の進退に限られた問題ではなく、以後の政局に少なからぬ影響をのこし、又、谷の生涯にも一つの転機をもたらすものであった。

この問題は、従来の研究では、明治天皇の谷に対する信任の深さを示す事例として挙げられているが、まとまった研究の対象とはされていないようである。しかし、以下、本稿で明らかにする通り、この事件は、谷の政治的成长の画期となつたばかりではなく、政治観・倫理観を同じくするグループの結束を固め、ひいては「中正党」の中核を結成するに至る契機の一つとなつたといえる。また、特に谷の政治的成长は、これ以後、条約改正に反対し帝国議会貴族院の構成者として藩閥政府批判を強力に展開した政治家としての谷千城を誕生させることとなつたといふことができるるのである。

筆者が年來の研究課題とするのは、帝国議会貴族院内の勢力として根強く残っていく明治政府と相対的に独立した“保守”勢力の特質を解明することであるが、本稿では、その形成過程を明らかにすることに焦点をあわせ、形成の契機となつたと思われる梅ヶ崎事件とこれを巡る明治政府批判の潮流について明らかにしていこうとするものである。

以下、具体的には、本稿では、先ず、一方の当事者であった長崎県令内海忠勝の地方官としての立場も含め梅ヶ崎事件をある程度詳細に明らかにし、次いで、谷の辞表提出とこれがもたらした政府、宮中の動向を検討し、さらに、谷のこの事件に対する建白書を紹介・分析し、これら

の持つ意味を考察していく。

一、梅ヶ崎軍人遺骨処分事件

本事件の舞台となつた長崎梅ヶ崎墓地というのは、七年台灣出兵に従い戦死或いは病死した陸海軍士官以下夫卒・軍属の遺骨を埋葬し、翌年の三月には、蕃地事務都督西郷従道を祭主とし、式部助五辻安仲、侍従綾小路有良を勅使として慰靈祭を執行したという墓地である⁽⁶⁾。この墓地の改葬の不備が原因となり、本事件が問題化したのだが、その経緯は、一四年一月一九日付海軍卿榎本武揚の太政大臣三条実美宛「梅ヶ崎埋葬地不始末之儀ニ付上申」等によると以下の通りである。

一三年に、西南戦争の戦死者の墳墓が、諸県により取扱いに区々がある場合がありこれは不都合であるとの理由から、海軍少佐田中綱常・海軍少主計伊藤祐順が西南諸県に調査のため派遣された。この折、長崎梅ヶ崎墓地改葬にあたって不始末があつた旨の申出があつたことにより本事件が顕在化したのである。

これより先の一一年九月一二日、長崎県令内海忠勝は、梅ヶ崎墓地改葬の許可を求める「梅ヶ崎埋葬地ヲ病院地ニ御下渡之儀伺」を海軍卿川村純義及び陸軍卿山県有朋に提出した。それは、従来の長崎病院の位置が市街地より遠方である上、坂路多く病院の立地としては不適当であり、一方梅ヶ崎墓地を改葬しなければ市民の飲み水に障害がでるとの理

由により、梅ヶ崎墓地の遺骨を佐古埋葬地に改葬し、さらにこの跡地に病院を建設したいとするものであった。「伺」に対し、海軍・陸軍とも、梅ヶ崎墓地埋葬は、七年当時に蕃地事務局に於いて取り計らわれたものであるから、両省ともその所管でなく、更にその筋に伺い出よ、と回答した（尚、陸軍では佐古埋葬地の使用については「不苦」としている）。よって、内海は重ねて、一一年一月六日内務卿伊藤博文に「伺」を提示した。内容は海・陸軍卿に提出したものと同様である。これに対し、一二年一月四日内務・大蔵両卿（旧蕃地事務局事務は大蔵省取扱いとなっていた）は、内海の要請を聞き届け「伺之趣ハ実地ノ便宜ニテ差支筋無之候ハ、聞届候条、転葬方諸事不都合無之様取計、該地千六百拾坪六合四タハ官有地第四種ニ組入使用可致事」との指令が出された。かくして、改葬が行われたのだが、実施にあたって、或いは白骨を遺棄し、甚だしきは清国人に売却した者があるなど遺骨の取扱いに不都合があつたと、田中少佐は訴えに基づき、内海県令に対し取扱いの不都合につき詰問したが、内海からは「到底疎漏之義ト被相考」との答書のみで明瞭な回答はなかつた。そこで、海軍卿は上申の中では、そもそも梅ヶ崎墓地には、台灣出兵時の戰病死者が埋葬され何れも「殉難ノ忠臣」とされており、遺骨取扱いの不都合がもたらす影響は重大で、ひいては軍人遺族の政府への怨嗟を招き、徵兵を忌避するものが増える恐れもあり、又軍人軍属には死後の榮典があるから死を甘んじて國に報ずるのにこの「赤心」を薄めることとなると警告し、

善後措置として士官・下士官・軍人の三等に別ち、合葬の上、墓碑を建

内海が改葬を要請し実行するまでの処置には、非難すべき点はない

が、改葬の行わされたについて不都合が生じたというわけである。

務部の合議を経て、一四年一月一七日内閣に調査報告が提出された。⁽⁷⁾

の報告では、改葬に際して内務・大蔵両卿より諸事不都合無き様指令があつたにもかかわらず、実施に当たつて惨酷残忍なるものがあつたと判定した。そして「若シ彼ノ戦死者ノ遺族ニシテ此転葬ノ惨状ヲ聞ク者アラハ怨嗟ノ声街ニ響キ東京靖国神社ノ光栄ハ又信スルニ足ラサルノ思想ヲ惹起セシメ軍人ヲシテ非常ノ感触ヲ起サシムル是ヨリ甚シキハ莫シ」とした。よつて、さらにその改葬を一層鄭重になし、佐古墓地に台灣役

の招魂社を建て勅祭を執行すべきであるとしている。但し、先の上申の如く士官・下士官・軍人に三大別とすることは実行不可能であるとした。さらに、改葬処分では、該県庁に粗略の事跡があつたから、今度の改葬に当たつては、陸海軍省より主任官吏を派出して協議し、この不始末をなした者に対する相当の処分をなすべきことを主張している。この調査報告を受けて、内閣は三月七日、「上申ノ趣ハ今般該墳墓ヲ合葬シ、

更ニ台灣役ノ招魂社ト為シ勅祭被為行候ニ付、該營繕方ノ義陸海軍兩省ニ委セラレ候条、右建築方法并ニ入費等陸軍省合議ノ上至急取調可伺出事」との指令を出した。⁽⁸⁾

このように、本事件は一三年末から一四年にかけて問題化したのだが、長崎県令内海忠勝もこの問題により、一三年一二月一七日進退伺(10)を提出した。進退伺には、遺骨処分に不都合があつた旨を述べ、「大体主任官吏ノ疎漏ニ出ルモ、一ハ忠勝ノ教誠届カサルヨリ右等ノ不都合ヲ生シ、職位ノ責、免レ難ク候ニ付、進退奉伺候」とするものであった。同日あわせて、長崎県少書記官金井俊行・上村直則も進退伺を提出している。この進退伺に対しては、内務卿松方正義より「県令内海忠勝其外ヨリノ進退伺書等添、御下問之趣致承知候、右転葬取計方再三之失錯其不都合ナルハ申迄モ無之、兵政上ニ関シ実ニ不容易儀ニ有之、県令於テ監督上不注意ノ責免ル可ラサルニ付罰俸一ヶ月半ニ処セラレ、次官ハ從テ以テ論シ、罰俸半ヶ月ニ処セラレ可然」との回答が太政大臣三条実美宛(11)に出され、同大臣より三月七日付で同様の旨の辞令が公布された。

内海は、当時の他の地方官と同様、民権派の動向に気を配りながら、いわゆる三新法の実施という新たな地方制度を施行していく。困難な役割を負っていた。近代化を推進する政府の政策と、民心の動向との間で、地方經營を担当する苦渋に満ちた立場にあったのである。⁽¹⁾内海は、事件が中央で問題化する直前の一三年一月一九日内務卿松方正義宛で、県令辞任を以下のように申し出た。⁽²⁾

小官身上之義に付而は當度縷々申上置候通、赴任之際は万務錯雜地
方官之体面と申ものも無之、加るに數年之困難事件多々有之、処分
上總て人心に戻る事のみにて、着手之際民情難忍ものも有之候へ

共、一時も難捨置事件のみに有之候間、終に处分中は如何程懇声を

聞も民情を察せず、人心を酌まず、一時遣り付る之外仕段無之と決心、百事一度に取懸、既に局を結ひたるもの有之、昨今八九歩に至るものも有之候。到底今年中には旧来之困難物丈は終局之積にて日夜苦配中に有之候。赴任以来右様之事情にて真に牧民之任を尽し民心を安しめ民と共に樂むの場合に到らす、終始民心に背馳する事のみ处分し民心も亦安からざる事と存候間、小官之長在職は将来官民之為尤不可然、幸ひ小官も月中旬にて三年之一期を終候間、一つは官民之為、一つは暫く苦界を免れ候様移転之御工夫今回は有御

座間布哉。

『内海忠勝伝』⁽¹³⁾によると、内海の県治実績は、教育の振興や産業の開発に見るべきものがあつたといふ。近代化を担う明治政府の一員として内海は、県治を実施してきたが、それが「真に牧民之任を尽し民心を安しめ民と共に樂むの場合に到らす、終始民心に背馳する事のみ处分し民心も亦安からざる事」を苦慮している。内海の辞意の要因は、この梅ヶ

崎事件だけによるものではないだろうが、本事件でも、内海は市民生活の改善のため将来的な構想の下に病院建設という近代化策を推し進めようとしたのだが、その実行が余りに性急であつたために「民心に背馳する事」を招來したのであつた。内海自身、好んで強引な施策を実行しようとしたわけではなく、ただ、日本を近代化するという至上命令に忠実たらんとしたのである。そして、その間に起こる矛盾に深く苦慮してい

たことをここに確認しておかねばならないだらう。

事件を契機として、伝統的な倫理觀を重視する勢力とそうした倫理觀に背馳しても近代化策を推進しようとする勢力との軋轢が生まれ、明治政府の立場の相違が表面化した。前述のように、政府首脳は、内海の处分を「罰俸一ヶ月半」という比較的軽微な行政处分とし、また、この時期内海県令の増俸までが云々される様な状況⁽¹⁴⁾もあり、倫理的な問題として事件を重視することではなく、何より近代化政策を優先する立場にたつていたとすることができるのだが、これへの反発もまた噴出するのである。

次章で詳しく述べるとおり、従来より政府の開明的施策に不満を持っていた政府内反主流派は、梅ヶ崎事件を、伝統的な倫理觀を破壊する事件として問題化する事により、政府攻撃の格好の材料とする。

二、谷干城の辞表提出と明治天皇の慰留

梅ヶ崎事件は前述のような概要であったのだが、中部監軍部長を兼勤していた陸軍士官学校長兼陸軍戸山学校長の陸軍中将谷干城も、一二年一二月長崎検閲の折、田中少佐より事件の概要を聴取したことにより深くこれに関わることとなる。谷の日記⁽¹⁵⁾、一二年一二月一日条に「晩に田中少佐来る、梅ヶ崎改葬一件、實に言に不忍」また同月一日条に「梅ヶ崎及稻荷嶽の埋葬地を訪ぶ、感慨に不勝」とある。谷自身、台湾出兵に

あたつて参軍として兵を率いたこともあって、台湾出兵の犠牲者に関わる本事件を極めて重要視したのであった。

谷は、事件の経過が、内海県令に対する行政処分で幕を閉じる様相を見せるに及んでこれに異議を唱え辞表を提出するに至る。谷の辞表は、太政大臣三条実美宛に一四年三月一六日提出された。が、同月二三日付の指令でこれは聞き届けられなかつた。⁽¹⁶⁾ しかし、谷の辞意は堅く、同二四日再び辞表を差し出すこととなる。⁽¹⁷⁾

谷は、何故それ程まで辞意が堅かつたのであらうか。これは谷の倫理観を見る上で重要な意味を持つものであるから以下に詳しく検討する。この辞表提出の事情につき、三月二十四日谷が、高知県出身の同郷でいわゆる「宮中派」の中心的存在であった佐佐木高行に語っている。

これで、谷は、長崎検閲の際、田中綱常より内海県令の不当処置の実相を聽取したと述べ、又この時人民から聽取した、改葬が「如此惨酷ナル事ニテハ、私共子弟ヲ徵兵ニ差出シ候事ハ出来ヌ」との訴えには、「尤ナル事ナリ」としながら「是レハ朝廷ニハ御存無之事ニテ、全ク地方官ノ不行届ヨリ起リタル事ナレバ、朝廷ニハ屹度至当ノ御処分アルベシ、猥リニ上ヲ恨ム事勿レト論シ」た、と述べた。さらに、帰京後、自身が陸軍卿へ申し出たところ、陸軍省は、招魂社は内務省へ引渡した以上は無関係との事であり、海軍省では、田中少佐が帰京した後、事情を上申したことにより、長崎県令も進退伺いを差し出しが、政府は県令を罰俸一ヶ月半という行政処分で済したのみであったと語り、続け

て、この政府の処置を非難し、その考えを以下のように述べた。

干城ノ考ヘニハ、法律上ハ如何相成歟ラズ候ヘ共、一体此ノ如キ惨酷ノ所分ヲ為シタル事ヲ隱匿シタル人ヲ以テ依然ト地方官ニ被差置テハ、人民ヘ対シ徵兵ノ義務ヲ尽サシムル事能ハズ、且ツ国事ニ斃レタル死者ヘ対シテ、干城ハ一日モ本官ニ安心出来ズ、今日父母ト頼ム地方官ハ如此、軍人ノ依頼スル処ノ陸軍省ハ無関係ト云フ、爰ニ至ツテ、其死者ヲ率キタル干城、死者ノ為メニ尽スノ外ナシ即ち、谷は、内海に対する非難にも増して、陸軍卿大山巖への谷の申し出にも関わらず、軍首腦がこれに取り合おうとはせず、政府中枢部も事件を重要視しない態度に失望、憤慨した。谷は、内海に対し政府が寛刑としたのは、内海が長州藩出身である事によるもので、藩閥政府の恣意であると考えたと思われる。さらに、谷には、従来より、陸軍の方針にも不満があった（後述）。当時の陸軍は、山県有朋の主導の下、近代國家に相応しい近代的な陸軍の建設途上にあった。今、この事件への対応を見ても、田中少佐の報告に基づいて海軍卿の上申を提出した海軍よりも、より“合理主義的”な思想により運営されていたといつてよいと思われる。しかし、次章で詳述する様に伝統的な思想と国民の倫理感情を重視する谷は、年来の不満とも相俟つて、それを厳しく非難して辞表を提出したのである。

上述の様な谷の説明を聞いた佐佐木高行は、「一言モナク、尤モ同意ナリ、依ツテ高行、大官方ヘ申出テ、速ニ免官相成候様可致」としてい

る。佐佐木は谷の伝統的な倫理觀を第一義となす考え方を良として、政府の近代化に急にしてこれをないがしろにする姿勢を非難すべきものとしたのである。以後、佐佐木は、この事件を材料に、政府の施策が国民の怨嗟を招いていると説いて、政府の改造を主張する運動を展開していく。これより先、一〇年頃より、佐佐木、元田永孚、土方久元等の宮中グループは、薩長藩閥政府の恣意を批判し、天皇の政治的活性化を求めるいわゆる“天皇親政”運動を展開していたが、一三年の末には、政府改造構想をかなり具体化させていた。⁽¹⁹⁾ 佐佐木は、谷辞表問題を材料にして政府の失政を指摘しつつ、この構想を失政を正す手段として大臣、天皇に繰り返し入説しそれを実現しようとするのである。

佐佐木は、翌二五日早速、岩倉に対し「谷辞表ノ儀ニ付、速ニ御聞届相願度、右辞表ハ万不得止次第ニテ、高行モ同意」⁽²⁰⁾との旨の書翰を送った。岩倉はこれに対して「谷干城辞表ノ事実、驚愕ノ次第、國家元老ノ人ニシテ、卒然此ノ如ク進退有之事、最モ遺憾ノ極ナリ、三条ニモ彼是配慮、今明日ニハ、同公當人ニ面談ノ筈ニ候、然ルニ、又、貴卿ニモ同意、速ニ本官被免トノ事、重テ驚キ入、逆モ難尽筆頭」⁽²¹⁾とするものであった。民権派の勢力に対抗していかなければならないこの時期に、谷のような枢要な地位にある人の辞表は理解できなかつたのである。一方、さらに、谷や佐佐木とは同じ高知出身であり、宮内少輔の土方久元も又佐佐木宛書翰で、当時問題となっていた文部・海軍省内の紛議と両省卿の更迭問題について「万事ニ政府組織改良ノ外無之」と述べたあと、

「谷モ、尚又辞表出候決心ノ由、致シ方無之、却テ他日ノ為メニ可相成哉モ計ラレ不申、孰レニモ根本改良ノ順具共可相成ト相像仕候」と書き送つていて⁽²²⁾。この記述だけでは、「根本改良ノ順具」とは、谷辞表問題を政府攻撃の材料とするとの意か、あるいは、辞職した谷を同志として「順具」とすることを指すのか明瞭ではないが、佐佐木にしても、土方にして、前述の通り、“天皇親政”を目指し、内閣の政策決定に影響力を増そうとする運動を展開した同志であり、梅ヶ崎事件を機に、谷をも巻き込むかたちで、政府の不当を明らかにし、政府改造のイニシアティブをとつて、こうとする態度が見える。

二六日、谷の辞表もそれに対する佐佐木の行動をも、理解できなかつた岩倉は佐佐木を訪ね事情の説明を求めた。⁽²³⁾ 佐佐木は、長崎梅ヶ崎改葬が病院建設のためであつて死者のためになく既に改葬の主義を失しているとし、またもしやむを得ず改葬するにしても鄭重にすべきであるのに甚だしく惨酷なものであり、県令はこれを隱匿したと述べた。さらに、谷がこれを陸軍卿に上申したところ、陸軍は内務省に引き渡した以上關係無しと答え、内務省も重要視せず、内海県令が出した進退伺いにも、罰俸一ヶ月半という処分が下されたに過ぎず、その結果谷が「官ヲ去リテナリトモ死者ニ義務ヲ尽クサマル可カラザル場合ニ立チ至」つたという事情であったので、これに同意したのだと述べた。岩倉は「此事ハ陸軍省ニテモ十分心配シタルモ、法律ニ係ル程ノ事ニモ非ズ、依ツテ、内務省ニテ行政上ノ所分ニ附シタルモ、罰俸一ヶ月半ト申ス事故、外ニ致

シ方ナシ、右ノ通リニ付、谷モ最早辞表差出シタル事ハ、余リ如何哉ト驚キタリ」とした。佐佐木は、岩倉の言を「一々解セズ」として、法律に触れぬ故に免官出来ないとすれば、一度任官のものは終身官か、と言ふ。歐米には裁判官又は元老院議官には終身官もあるが、行政官にはなく、日本では、裁判官も議官も政府の都合により進退勝手で、内閣の愛憎で進退するほどであるにもかかわらず、地方官に行届きがあつても、尚數十万の上に奉職する何を以て天下の人民安心すべきかとし、改葬の不当処分にも「陸軍省モ決シテ最初ヨリ心配セズ、内閣諸公モ感触ヲ起コサズ、最早人倫ノ道ハ地ニ落チタル心地セリ」とした。さらに、岩倉が「隱慮ハ有間敷、手順ハ能々相立候様ニ聞キタリ」と述べると、佐佐木の言は、当時の政体組織の不当の指摘に迄及び、

今日ハ、古今各国未曾有ノ組織ニテ、行政官員ノ我儘勝手次第ナ

リ、其訳ハ、和漢古今共必ズ監察官アリテ、行政官員ノ私曲失誤等悉皆糾弾スル也、歐米各国ハ上下議院アリテ監督スルナリ、故ニ、行政官員私スル不能、今日、右監督ノ責任ナシ、各人其過失アル所故、慥ニ惡意ヲ知ルモ、人々吾ガ道德上ヨリ、決シテ他人ノ惡事ヲ計ク事ハセザル也、既ニ近日、検査局ヲ内閣ニ置キテ、各省等ノ会計ヲ検査ス、然ルニ、安藤大蔵大書記官兼任ナリ、故ニ、第一ニ検査スベキ大蔵省ノ予備金ノ有無ノ検査ハ出来ズト云フ、果シテ然ラシ、却ツテ各省ノ五円ヤ拾円ノ些少ノ事ヲ検査、大臣方ハ検査充分ニ行届キタリト思召歟、眼アル者ハ皆以テ歎息セリ、高行等モ、局

トシ方ナシ、右ノ通リニ付、谷モ最早辞表差出シタル事ハ、余リ如何哉ト驚キタリ」とした。佐佐木は、岩倉の言を「一々解セズ」として、法律に触れぬ故に免官出来ないとすれば、一度任官のものは終身官か、と言ふ。歐米には裁判官又は元老院議官には終身官もあるが、行政官にはなく、日本では、裁判官も議官も政府の都合により進退勝手で、内閣の愛憎で進退するほどであるにもかかわらず、地方官に行届きがあつても、尚數十万の上に奉職する何を以て天下の人民安心すべきかとし、改葬の不当処分にも「陸軍省モ決シテ最初ヨリ心配セズ、内閣諸公モ感触ヲ起コサズ、最早人倫ノ道ハ地ニ落チタル心地セリ」とした。さらに、岩倉が「隱慮ハ有間敷、手順ハ能々相立候様ニ聞キタリ」と述べると、佐佐木の言は、当時の政体組織の不当の指摘に迄及び、

しかし、岩倉が政体変更の必要は認識していたとしても、谷辞表問題

と述べ行政監察の必要を主張した。岩倉は「只今ノ盡ニテハ百事六ヶ敷、孰レ何トカ為サズハ相成マジ」と大いに嘆息したという。佐佐木は、岩倉は十分に理由を了解して帰ったと見ており、ただ、同時に内閣は薩摩、長州の勢力が強く、大臣は微力で「如何共スル事ナシ」としているのであった。

しかし、岩倉が政体変更の必要は認識していたとしても、谷辞表問題での佐佐木の入説が、岩倉に十分有効であったかは疑わしい。何故なら、岩倉は、佐佐木との会見の翌二七日伊藤博文に對して「亦谷干城是非々々辭表と申事ニ候。全地方官御所置不当と一途に存し込居候様子ニ候。實に困入候事ニ候。今日は只一筆申入置明日万々可申談候」と書き送つており⁽²⁶⁾、谷の心情に理解を示したり、その辞表を受け入れる用意があるようには読みとれないからである。当時の岩倉は、佐佐木の言うような抽象的な倫理觀に左右されるより、法による合理的な政治運営を重視する傾向にあると思われ、むしろ政府の実際の運営能力を有する伊藤に近く、佐佐木等とは一定の距離があつたと見た方がよからう。

しかし、岩倉の納得を得たと考えた佐佐木は、岩倉との会見の模様を谷や元田永孚にも伝えている。谷は「拙生身前ノ儀ニ付御依頼致置候件、岩公ヘ御対談ノ次第御申越、委細承知致候、定メテ御蔭ニヨリ速ニ相運ビ可申ト、相楽ミ申候」と佐佐木に書き送つており、又、元田は、

この問題での谷や佐佐木の主張を「大条理」として賛意を示し、三月二九日次の様に佐佐木に書き送っている。⁽²⁸⁾

谷氏辞表一条ニ付、岩公へ御申達ノ件々、深ク感佩仕候、何所迄モ此大条理ハ貫徹仕候様、迂老ニモ固ヨリ賛成ノ心得ニ御座候、先日、一通り御内沙汰拝承仕候へ共、未ダ大臣方ノ心配中ニテ有之候間、迂老ヨリ言上ハ先ツ相扣ヘ、再度ノ御都合ニ応シ、十二分申上候覚悟ニ居申候、尤モ谷氏ノ不平心ヨリ出候様トノ嫌疑ハ、聊モ伺ヒ不申、矢張法律上ニテ一旦相済候跡事ト申ス意味ハ、内閣評議ノ通りニ相違居候間、明日ニモ再度御沙汰有之節ハ、御立論ノ如ク、行政上ニ於テ、決シテ治民ノ上ニ被置候道理無之筋ヲ、尽言仕候心得ニ御座候、委細ハ、尚拝顔ニ可奉鑒

元田は、谷や佐佐木の心情に深く同意して、谷辞表の明治天皇への取次も約束しているのである。

さらに、佐佐木は、三〇日左大臣有栖川宮熾仁親王にも、谷の辞表提出の件で事情を述べている。⁽²⁹⁾ 有栖川宮は「干城ハ元勲ナリ、且、自分ハ十年ニ共ニ艱難セリ、情義最モ厚シ、依ツテ、親シクセント欲シ過日土方ニ計ル、土方曰ク、御厚意ハ難有候へ共、干城ハ、今般ハ決シテ御受ケ致スマジト、自分ノ思フニハ、干城モ、今日ノ地位ニテ、容易ニ辞表ハ不可然哉」と述べた。佐佐木は、又岩倉に対しても同様の説明をなしたところ、有栖川宮は「足下モ頗ル不平ノ色アリ」と述べた。佐佐木は答えて「内閣ノ斯ノ如キ处分、大道理ニ悖リタル事、大ニ不平也、此上、

追々如此御処分アラバ、如何程不平心ヲ起スモ、乍恐申シ尽シ難シ」とした。有栖川宮は「尤ナリ」とした。佐佐木は更に、天下は一両年の内に必ず破裂すべしとし、維持するためには、政府組織を変更すべきであると説いて、その組織とは、「最早今日ハ立憲ノ政体ヨリ外ナシ、早ク元老院ニ権力ヲ与ヘ、議官ニ内閣ヨリ欠クベカラサル威力ノ有ル人ヲ任ズベシ、夫ヨリ広ク天下ノ人物云々、昨年建言セル論ト同ジ、若シ右行ハレ不申時ハ、独裁ニ御引戻シ、今日ノ如ク國是一定ザルヨリハ、寧ロ專制主義ニテ一定スベシ、高行如キハ、久シク天恩ニ浴シ、素ヨリ專制勤王主義ヨリ成リ立チタル事ナレバ、御一定相成候ハ、ドコ迄モ尽力仕ルベク候」と語った。以上のように、佐佐木は、谷の辞表問題を好機として政府の不当を指摘しつつ、自己の政府改造構想を入説する行動をとっており、これは、政府改造のイニシアティブを握ろうとする運動と見ることができるのである。

この様な状況の中で、明治天皇もこの問題を憂慮した。四月一日元田が明治天皇に拝謁した所を佐佐木に伝えて「谷干城辞表ノ事モ御内諭アリタルヨリ、過日來ノ事委詳申上候處、是亦能々御聞込ニテ、尤トノ御沙汰、然ルニ、干城ハ十年ノ大勲功モ有之、且、武人ノミニ非ズ、依ツテハ、侍講歟又ハ文部大輔等へ採用歟、又ハ議官ニ任ジ候テモ可然、色々御考慮中ノ御模様也」としている。明治天皇は、谷辞表の顛末には理解を示しながら、武勲有り、学識有る谷を深く信任し、容易に政府から離れることを聽許しなかつた。

一方谷は、梅ヶ崎事件に限らず、先にも触れた様に当時の山県有朋を中心とする陸軍主流の施策に不満を募らせており、その意味でも辞職を望んでいた。四月二日谷は、山県有朋に面会したところを、「拙生、今ニ其儘ニ相成、甚ダ困却致候、且、両三日前山県参り、段々話モ有之候へ共、到底万事心ニ違ヒ候上ハ、愈速ニ免官ノ御儀希望致候、此儘長引候ハ、陸軍部中ノ者ヨリ、無廉恥ノ新聞屋抔ヲ教唆シ、種々ノ悪口ヲ為書候モ、期シテ可見証跡モ有之、只一日モ早ク所分ノ儀ヲ願申候」⁽³¹⁾と、佐佐木に伝えているのである。

四日、佐佐木は、天皇に召され、文部省内の紛議につき御下問があり、佐佐木は河野文部卿の談話の次第を申し上げた⁽³²⁾。その後、谷の辞表のことに及び、天皇より「情実不得止事ハ元田ヨリ承リタレ共、尚又、其方ノ考ヘモ直ニ申スペシ」とされ、佐佐木は岩倉、有栖川宮との面会の次第まで詳しく申し上げた。天皇は「尤ナル事也」とし「昨日、尚又、西郷參議・樺山警視総監ハ、台灣ヘ谷ト同ジク罷越シ候ニ付、尚、兩人ヨリモ相談、真ニ不得止事情、逐一承合候テ、明日頃申出候筈ナリ、併シ、今般ノ辞表ハ止り申スマシクト相考ヘ候間、一度免官ニテ更ニ相用キ可然、干城ハ武事而已ニ非ズ、文事モ有之趣ニ付、一等侍講ニテモ、又、文部大輔ニテモ議官ニテモ、用ヰ所ハ十分可有之ト存候、長崎県令内海忠勝、兼テ辞表差出シ候處、内務卿ニテ差留メ、大臣モ心得ザル趣、改葬ノ事件モ、既ニ所分モ付キタレバ、今度ハ、辞表ノ廉ヲ以テ免官ノ手順相成候ハ可然ト、大臣モ相考ヘ候、尤モ、未ダ決定ハセヌ事也、孰

レ近日所置有之筈ナリ」としている。明治天皇は、谷免官はやむを得ぬとしても、その後のボストを用意しようとして、内海県令の辞表免官の手順にまで考慮を巡らしているのである。明治天皇の意志も佐佐木や谷と同様であり、この事は、天皇の元田や佐佐木に対する強い信任をも物語る。元田、佐佐木は、自らの「君徳培養」の成果をここに見たであろう。⁽³³⁾斯くの如く谷の辞表を巡っては明治天皇をも巻き込み、容易に決しかつたが、谷は、早急な決着を求めて佐佐木に四月一日書翰を送り、解官後は高知へ帰郷の心積もりである旨を述べ、大臣へ辞表採用を迫る事を願い、また土方や中村弘毅といった土佐派の同志と合議して、一日も早い解官の実現への尽力を依頼している。⁽³⁴⁾

さらに、一九日、天皇から佐佐木を召し出し御内沙汰があり「谷干城ハ、弥辞表ハ止マリ候事ハ六ツ敷哉、内海県令ハ近來病症ニテ、事務モ出来ズ、辞表セル故、其廉ヲ以テ免官ニ決定セリ」とのことであった。天皇の谷の辞職を何らかの方法で留めたいとの意志がここにも見られるのだが、佐佐木は、谷の事情を重ねて申し上げた上、「干城平素ノ論ニモ、近來重職ノ者、朝タニ辞表ヲ出シタベニ出仕等、頗ル浮薄ナル拳動ヲ惡ミ候事故、此度ハ其次第モアリ、且、武官ニテ政府へ迫り、文官ヲ進退スルノ辭付キテハ、大害ヲ醸ス事ニ付、其返ニモ遠慮有リ」と谷の意のあるところを述べ、天皇の理解を求めた。⁽³⁵⁾ここで、谷が、「武官ニテ政府へ迫り、文官ヲ進退スルノ辭付キテハ、大害ヲ醸ス事」としていふことは、注目しておきたい。谷は、武官としての分限を知り、文官の

進退を左右することを「大害」とした。谷は武官として、行政問題に容喙することには躊躇があったのである。それ故、政治的に覚醒した谷は、より早い時期の辞職の実現を望むのである。そして何より、谷にとって、事件は既に、内海の進退問題を越え、政府の政治倫理を問おうとするものとなつてゐるのである。

この頃には、谷の辞職もやむなしとする空気が次第に広がつていったようではあるが、実際の決定はまだしばらくの時間を要した。

谷は、重ねて辞職の実現を希望し、五月一六日、佐佐木に「兼テモ相願置候拙生身前ノ儀モ、殆ト六十日余ニ相成、日々鬱々ト相暮シ、殆ト困却致シ申候、貴兄御多忙トハ存候ヘ共、何卒、一日モ早ク自由ノ身ト相成候様、御尽力被下度」と書き送つてゐる。⁽³⁶⁾

岩倉は、最後まで谷の辞職には躊躇を見せたが、五月二五日付佐佐木宛書翰⁽³⁷⁾で、「谷辞表ノ儀ニ付御内談ノ次第、尚又、土方ヨリ巨細書面及兩大臣ヘ内話ノ義モ有之、情実不得止儀ニ付、思召モ被為在候事ニハ候ヘ共、強テ奏聞御聞居願候事ニ内決候、実ニ遺憾此事ニ候ヘ共、此上ハ他日ヲ期シ候外無之候」と、遺憾とはしながら辞表採用を認めた。

六月一日に至り、ようやく谷の辞表に対する結論が出された。結局、谷の辞表はしりぞけ、兼職するところの陸軍士官学校長及び陸軍戸山学校長の職を免ずると言うこととなつた。即ち、谷には陸軍中将という本官の免職は許されなかつたが、実質的には非職の身となつたのである。

谷の辞表には、駐露公使柳原前光も、六月三日駐在先より佐佐木に

「谷中將辭職ハ誠ニ可惜義、同人ハ前年赫タル武勲モ有之、政府ニテモ、ヨモヤ聞届ハ可無之ト存候、長崎県令ノ処置ハ、如何ニモ不都合ノ事也」とし又、八月八日にも「谷中將非職トナラレシハ、遺憾失望ノ至リ、本人ハ、誠ニ不得止ルニ出デ、正理ヲ踏タル者ト云フベシ、蓋シ政府ノ内情ハ、矢張長崎県令ハ長人故ノ事ニ非ルヤ、若シ他県人（即チ無藩國ノ人ヲ指ス）原文註）ナラバ、或ハ之ヲ免職セシヤモ難計、前途ノ大計ヲ謀レバ、何分ニモ、藩閥政治ヲ打破スルコト第一ノ要点也、之ヲ存スレバ、常ニ私情公理ヲ圧シ、天下ノ不幸トナルベシ」と語つた。柳原に於いても、梅ヶ崎事件と谷辞表を巡る政府の動向は、薩長藩閥政府の恣意と映つた。⁽³⁸⁾

谷は、辞職の後、高知へ帰県したいとの希望を持っていたが、これについて、高知の立志社内に、谷は「不平ヲ鳴ラシ帰県スル」と称す者があつた。高知県内では、以前より板垣退助を領袖とするいわゆる民権勢力である立志社とこれに対抗する佐佐木、谷、土方が指導・援助する反板垣民権勢力が抗争状態にあつた。立志社はこれ以前より、日本の開明進歩を妨げるものとして、反佐佐木派のキャンペーンを繰り広げており、「土佐國ニ於テ、頑陋社會有テ、其開明進歩ヲ妨ントスル者不少、其巨魁他ニ非ズ、元老院副議長佐々木高行、宮内少輔土方久元、陸軍中將谷千城、元老院議官中村弘毅并ニ司法ノ小吏今橋巖此五人ナリ」として対決姿勢を顕にしていた。そこで、谷辞表をも、政府への不満から生ずるものとして民権派が利用しようとしたのである。實際、谷の辞表提

出は、高知県の佐佐木派にとって「余程不都合ノ人氣ニ相向ヒ候」とい

う状況であつたらし⁽⁴³⁾。したがつて、佐佐木派の中では、谷の辞表差し止めを願う者もあり、それが出来ない場合は、谷の高知帰県を延期する

様との要請もあつた。佐佐木はこの事情を谷に語つたところ、谷は「僕モ其辺ハ掛念セリ……帰県スレバ、不得止辞表ノ次第ヲ申述ベネバナラズ、然ル時ハ、大ニ不都合アルベシ、依ツテ、暫ラク湯治ニテ世ノ景況ヲ見合スベシ」⁽⁴⁴⁾としている。

これについては、明治天皇も深く憂慮し、帰県に關しては強く反対した。天皇は「高知モ党派盛ニ有之事故、自然不都合相生シ候テモ不相成、必竟、干城ハ天下ニ名望モ有之事故、一言一動モ不平ノ色有之時ハ、一般ニ影響ヲ起シ候ト存候故、帰県ハ暫ラク見合スベシ」と考えたのである⁽⁴⁵⁾。佐佐木はこの旨を谷に伝えたが、谷は感泣して帰県を見合わせる事に決したとい⁽⁴⁶⁾。これも、天皇の配慮の深さを物語るものである。

以上のように、谷の辭表は、以前から、藩閥政府に不満を持ち、「天皇親政」運動を開いていた佐佐木高行、土方久元、元田永孚らの「宮中派」に政府を搖さぶるための材料を提供すると共に、その結束を強化させた。そして、この事件は谷にとっても、政治思想を成長させる大きな出来事であった。次章では、谷の本事件に關わる「建白書」を中心に検討し、その政治的な成長過程を分析することとする。

三、谷干城の建白書と「立憲」思想

谷は高知藩の教授館御用を勤めた儒者であつた万七を父に持つ、生來、儒教的環境の中にあり⁽⁴⁷⁾、又、安井息軒の門に入り研鑽を積むなど、その教養は儒教により形成されていた。したがつて、谷は、儒教的思想に根ざす忠孝を本とする伝統的家父長制や倫理観を破壊することに対し批判的な考え方があり、これにより、明治政府が推進していた急激な西洋化政策に對しては批判的となる。

但し、明治初年の谷の関心事は、もっぱら、高知県政と陸軍内政及び維新の延長としての外征論⁽⁴⁸⁾にあり、国政の一般に對しての發言は少ない。

谷は、維新时期に高知藩政に深く関与した経歴から、明治初年以来、高知県の政治動向に深い関心を示し、佐佐木や、土方、中村弘毅等とともに中央政界から、高知県政に影響力を行使していた。⁽⁴⁹⁾特に板垣退助を中心とする民権勢力が高知県内に有力となると、これに對抗する意味から県内の期待を集め、これに答えるかたちで積極的に同志との連絡を取っていた。したがつて、明治初年に於ける佐佐木と谷の交流は、板垣の勢力に對抗するための高知県政に關することと陸軍内の状況に對する問題に限られていたのである。

佐佐木は、かつて、繰り返し外征を主張する谷を以下のように評した

ことがある。⁽⁵²⁾

板垣ニ背キタル士官連ハ、征韓論ヲ主張シテ一昨年ノ意氣地ヲ押シ通ス論ナリ、士族連モ干城初メ鬼角武官ナレ共、吾職掌ヲ立ツルトカノ論ヨリ、政事上ノコトニテ國家ノ利害得失ノ所ヘ目ヲ属スル方ニハ乏シク、所謂武士ノ意氣地論ニ偏スル風ニハ時々困却スルナリ、是ハ斎藤（利行）氏ト兩人憂フル処也

即ち、佐佐木は、明治八年頃の谷が「國家ノ利害得失」へ目を向けていないと嘆息したのである。しかし、谷は陸軍内で土佐藩出身者という非主流派に属す自己と同志の立場を認識することで、薩長藩閥政治の恣意への不満を募らせると共に、高知県政の実態を見て激しさを増す民権運動の方にも危機感を募らせていく。⁽⁵³⁾ こうして、谷は自然に国政全般への興味を持つようになる。ただ、軍人という職掌上の制約から、政治問題に介入することは難しかった。

一二年三月、太政大臣三条実美宛の陸軍恩給令改正意見を陸軍省に提出した。これが、谷が、陸軍の急進的な政策に批判を行う実質的な最初であった。陸軍恩給令の改正意見とは、九年に制定された軍人恩給令がフランスの例にならい、家族の構成を近代国家のそれと見て、戦死した場合の扶助料は、戦死者の夫婦と子供に給付するとされ、その父母は給付の対象とされなかつた事から、日本の孝道を重んずる伝統的な習慣・秩序に合わず、日本の実情に適さないとしてその改正を求めたものであつた。陸軍省は「今日仮に之を改むるも他日必ず西洋の通り成らざるを

不得、法は前途進歩の目的を以て定むべきものなれば多少習慣に異なるも決して改むべからず」として谷の改正意見を退けた。谷にとつては、国民の実情こそが重要であつてそれを無視した急進的な施策は、いたずらに国民を困難におとしいれるものだとし、当時の陸軍省の急速な近代化・西洋化を目指す論理と積極的に対立した。この頃、谷は、過分に合理主義的な山県が主導する陸軍の状況につき「実ニ今日ハ不平面目ナリ、サレ共、朝廷ノ為メ十分ニ堪忍セル也、陸軍ノ事ニテモ、小沢（武雄）少将ナドノ私意行ハレ、不安事ノミ」としており、陸軍首脳への不信感を顕にしたのである。

こうして、次第に藩閥政治に対し不満を覚え、政治に興味を示す谷に對し、佐佐木も、政治問題の相談をするようになる。佐佐木は一三年の外債問題に於いて、天皇へ反対意見の密奏をしようとしたが、これへの同意を谷に求めたのである。⁽⁵⁴⁾ これにより、佐佐木の藩閥政府批判、政府改造構想に谷も賛意を示し、協調してその実現を計る事となる。

さらに、前述のように、一三年末からの梅ヶ崎事件での、陸軍と政府の対応が、谷の陸軍、政府不信を決定的なものとし、佐佐木の強い影響を受けながら、そうした藩閥政府の改造を目指すこととなつた。

こうした中、一四年三月、梅ヶ崎事件を契機に政治的に活性化した谷は、再度、陸軍恩給令改正意見を三条太政大臣以下の三大臣に提出した。谷はこの中で一二年に提出した改正意見には陸軍省内の反対が多かつたことを指摘した上「恩給令ハ独リ陸軍省ノ私議スペキ者ニ非ナリ、

蓋徵兵令其ノ他諸般ノ國法ト相並ヒ日本人民ノ共奉スベキ法令タレハ素ヨリ軍隊操典及軍術書ノ如キ類ニ非ナリ」とし「之ヲ元老院ニ付シ之ヲ審議セシメハ或ハ干城カ論ヲ賛成スルアラン」として⁽⁵⁶⁾いる。ここでは、元老院を使って恩給令の改正を審議させようとしていることに注目したい。谷は、この頃より、立法機關を使って政府の施策を、変更・修正していくこうとする考え方を持つのである。なお、この考えは次に紹介する梅ヶ崎事件に関する建白書の中で具体的に言及される。

恩給令改正意見と同じ一四年三月、谷が、太政大臣三条実美、左大臣有栖川宮熾仁親王、右大臣岩倉具視に提出した建白書は、以下の通りのものであった。やや長文ではあるが、今まで紹介されたことがなかつた史料であるので全文を掲げることとする。⁽⁵⁷⁾

不肖谷千城謹テ白ス、

嗚呼一人ニ私シテ万人ノ怨ヲ買フ豈ニ政府ノ得策ナランヤ、抑モ、長崎梅ヶ崎軍人軍屬ノ墓ヲ發キ其ノ遺骨ヲ散乱セシメ、遂ニ外国人ノ手ニ委スルニ至ルハ英國裁判所ノ申渡素ヨリ明了ナレハ、該地ノ人民耳アル者當時県官ノ取扱不人情ヲ聞知セザル者アランヤ、悲哉人民實ニ卑屈無氣力ニシテ県官ヲ恐ル、狼ノ如ク、一人臂ヲ揮テ其狼ニ當リ死者ノ為ニ怨ヲ訴ル能ハス、雖然人情ハ敢テ強弱ニ依リ異ラサレハ上ヲ怨ムノ念則益深ク之ヲ或ル武官ニ訴フ、武官耳ナシ、之ヲ警視官ニ訴フ、亦耳ナシ、雖然天豈如斯慘酷ヲ看過シ給フノ埋アランヤ、卒ニ海軍少佐田中綱常ヲシテ其ノ確証ヲ徵セ令ム、加之

不肖千城亦此ノ事ニ聞如セシメ縣官ノ抱藏隠匿モ遂ニ顯レ、明治十二年来無告ノ怨魂モ本年ニ至リ始メテ曲直ヲ天皇陛下ニ訴ルニ至ル者、人事ニ非サルナリ、即チ天道ナリ、死者知ルナシト云テ悔ル可ラサル誠ニ如此、素ヨリ某ノ散骨ヲ収集シ、其ノ病院ノ下猶ヲ残骨ノ存在セル疑ヒアル者ヲ検シ、之ヲ元地ニ改葬シ死者ノ幽魂ニ謝スルハ勿論其親戚故旧嗟怨ノ心ヲ慰ムルノ道ニ出ツルハ敢テ疑ハズト雖モ、特リ怪ム、万民撫育ノ任ヲ負フ重職ニシテ如此失策ヲ生シ、上ハ皇上ヲシテ神祇並ニ死者ノ靈魂ニ謝セサルヲ得サルノ悲状ヲ來シ、下ハ政府ノ為ニ無情慘酷ノ怨望ヲ招クニ至ルモ、猶其罰タル僅々罰俸一ヶ月ニ止リ依然現職ヲ保ツフ得ハ、官吏行政上ノ惡事ハ最旱間ハスト云モ可ナラン、嗚呼官吏ハ万民ノ標準ナラスヤ、然ルニ過テ改ムルヲ知ラス、隠匿抱藏茲ニ三年、遂ニ天網遁ル可ラサルニ至リ初メテ自訴スルニ至ル、其ノ心情实ニ可恐者アリ、夫レ法ハ三千五百万人民ノ公共ノ法ナリ、然ルニ政府其ノ法ヲ左右シ已ニ天網ニ罹レルモ猶ヲ遁ル、ニ道アラ令ム、是レ前ニ所謂一人ニ私シテ万人ノ怨ヲ買者ハ非邪且シヤ該縣対州ニ有之安德帝ノ陵ト称スルヲ發掘セシモ明々白々ナレハ、該縣官ノ死者ヲ悔ルモ亦一朝ニ非サルナリ、千城不肖ト雖モ皇室ヲ推尊シ不逞ヲ鎮圧スルノ念一日モ忘ル、不能、如何セン政府ノ所置往々該件ノ如キ人情ニ戻レルアルヲ以テ、人民ノ論ニ対シ答フルニ言ナシ、已ニ答フルニ言ナケレハ、則チ人民ト同シ、政府ヲ怨ミザルヲ不得、身陸軍ノ重職ヲ奉シ、已ニ

政府ノ所置ヲ非トシ、人民ト感ヲ同スルモ、猶ヲ默々蟄屈スルハ干

城ノ深ク恥ヅル処ナリ、或ハ云ン咄ツ汝ハ一武官而已矣、己ノ職ス

ラ猶ヲ尽ス能ハス、何ソ地方施政上ニ喙ヲ容ルノ理アランヤ、此説

固ヨリ干城ノ預メ期スル処、然ルニ軍人ノ死者ニシテ軍人閑セズソ

ハ將タ誰カ之ニ閑セん、況ソヤ不肖干城ノ今日ノ榮ヲ博スル者、干

城ノ力ニ非ザルナリ、実ニ死者諸子ノ賜ナリ、胸間ノ勲章モ死者ニ

対スレハ自ラ忸怩スル者アリ何ソ死者ノ怨ヲ訴ヘザルノ理アラン

ヤ、且ヤ政府ノ人民ヲ視ル如此輕ンスル時ハ、人民弱ト雖モ積憤ノ

激スル処或ハ腕力ニ訴ルモ難計、政府ハ兵力アリ權力アリ又金力ア

レハ、鎮圧固ヨリ易々ナルベント雖モ、基本ヲ推ハ到底政府叛人ノ

門戸ヲ開ク者ナリ、豈ニ民ノ父母タルノ道ナランヤ、況ヤ當時偽民

權ノ徒ハ百方人心ヲ鼓動スルノ勢アレハ、人民ノ積怒ニ乘シ邪智ヲ

施用セハ、政府ノ軍隊或ハ政府ノ軍隊ニ非スシテ変シテ人民ノ軍隊

トナルモ難期、如此ナラハ智相モ謀ル能ハス勇将モ戰フ能ハス、皇
室民ヲ御スルノ權或ハ地ニ落ツルニ至ラン、是レ干城カ日夜憂懼ス
ル所以ナリ、若シ干城ノ言理アリトセハ、更ニ梅ヶ崎改葬事件ヲ法
官ニ付シ法律ニ照セ、已ニ法官ニ付シ法律ニ照スモ、猶ヲ其罪罰俸
一ヶ月ニ止リ依然本職ヲ奉スペキ者ト判定セハ、則チ干城誣告反射
ノ罪ヲ受ケ更ニ怨ム処ナシ、只明公之ヲ譏レ、昧死再拜敬白

明治十四年三月

(大政大臣三条実美殿)

陸軍中将谷干城

左大臣有栖川熾仁殿

右大臣岩倉具視殿
再ヒ白ス、當時ノ政体ヲ維持セント欲セハ速ニ彈正台ヲ置クベ

シ、然レハ則官吏必ス恐ル、所ヲ知リ、身ヲ修メ民ニ接スルモ亦必

ス至理人情ニ本クベシ、是レ干城ノ皇室ノ為ニ企望スル処ナリ、若

シ是レヲ迂ナリトセハ、国会ヲ開キ民ト公道ニ本キ民ト苦楽ヲ共ニ

スル立憲政体ヲ履行スルニ如カス、然ラサレハ不知不識圧制ノ政体
ニ陥リ、其ノ憂或ハ計ラレザル者アラン、心事多端煩腦殊ニ甚タシ
ク言ノ不敬ニ涉ル者、只大臣閣下其ノ心ヲ憐ミ其罪ヲ恕セハ幸甚幸

甚

この建白書は、「干城不肖ト雖モ皇室ヲ推尊シ不逞ヲ鎮圧スルノ念一日
モ忘ル、不能、如何セン政府ノ所置往々該件ノ如キ人情ニ戾レルアルヲ
以テ、人民ノ論ニ対シ答フルニ言ナシ、已ニ答フルニ言ナケレハ、則チ
人民ト感ヲ同シ、政府ヲ怨ミザルヲ不得」との言にも表される如く谷の
前述したような倫理觀を以て書かれ、梅ヶ崎事件における政府処置の不
当が政府と「人民」の争いをもたらす危険を指摘し、あらためて司法の
問題として審議すべきを主張したものだが、より注目すべきは再白より
後の、政府改造について述べている部分にある。ここでは、官吏の不正
を防止するための施策として、彈正台の設置あるいは、国会の開設とい
う二点が挙げられている。谷の政治的成長を見る上で重要な思われるの
で、以下この二点について検討する。

先ず第一点は、官吏の不正を監察するために、彈正台を設置することである。谷は、この彈正台の設置により何を目指していたのであらうか。彈正台については、この前年の一三年に佐佐木高行が、有栖川宮に提出した建白書⁽⁵⁸⁾で、

謹テ白ス、今般行政上ノ組織変更ノ御模様モ被為在候旨伝聞仕リ、寔ニ御大事ノ儀ト奉存候ニ付、窃ニ愚存申上候、是迄ノ情勢ヲ察スルニ、至尊ト大臣トノ責任ニ権限無之、動モスレバ善事ノ称ハ大臣是ヲ受ル事アルモ、惡事ニ係ル責ハ必ラズ至尊ニ帰ス、仮令バ、世情ニ称ハズ、断然全國ヲ鎮压スベキ一大号令ノ如キ、必ズ御名ヲ以テスレバ也、是等、自ラ醸シテ然ルニ非ズ、事、情実ニ成ルノ末ヘ、勢ヒ斯ニ至ラザルヲ得ズ、然レ共、當時ノ人情西洋ノ波及ヲ受ケ、沿革ヲ成スノ勢、若シ往々此模様ニ隨ヒ、至尊ノ耳目ヲ拡メズ、事ノ善惡、大臣ノ目的ニヨラセラレ、一旦適度ヲ失シ、世怨ノ解クベカラザルアラバ、破裂ノ勢、何ゾ階級ノ内情ヲ問ハシ、乍懼、只ダ至尊ノ不明ニ帰セン而已、寔ニ恐レテモ又可怖事ト奉存候、就テ迄ノ官制ニテハ、百官ヲ監察スル官無ク、故ニ百官曲事アルモ、又知ル可キ道ナシ、徒ラニ諸官ノ内探索ノ如キ、却テ讒誣ノ患アルノミ、然ラバ、果シテ何ヲ以テスルヤ、臣窃ニ惟フ、監察討論ノ權、皇國・支那ハ監察ニアリ、唯西洋ハ議事官ニ在リ、之ヲ要スルニ、

行政官ヲ監察スペキ官ヲ備フル、和漢西洋符節ヲ合セタル如シ、然レ共、監察討論ノ精微ナル、議事院ニ如クハナシ、何トナレバ、議院ハ立法ノ府ニシテ、殊ニ議員ハ民撰ニ成リ、公論無偏、聊カ忌避スル所ナケレバ也、事ニ忌諱スル処アリ、又、抑圧スル所アレバ、過年ノ元老院ノ規目ヲ削ルガ如キ情態アルヲ免レザルナリ、然レ共、醇然タル議院設立相成迄ハ、監察ノ官ヲ置ズンバ、一旦制度ヲ誤ルガ如キ、悉ク責ヲ至尊ニ覆セ奉ランノミ

としている。即ち、今までの情勢では、行政の失当が天皇の責任に帰せられる恐れがあつて、これを防止するためには、官吏の不正を監察する必要があり、監察討論の最も精緻なものは議事院であるが、議院設立までの間、天皇の特撰による監察彈正の官を設けるべきであるとしたのである。佐佐木の意図は、天皇に失政の類が及ぶ恐れのある藩閥政府の恣意を防ぐことにあつた。故に、強力な権限を持つ行政監督の官が必要なのであり、又、佐佐木の考える議院の最大の目的は、行政監督を行うちとであった。谷の建白書も、こうした佐佐木の影響を受けたものと思われる。ただ、谷の場合は、梅ヶ崎事件で政府が処置を誤り国民の怨嗟を受ける。ただ、谷の場合は、梅ヶ崎事件で政府が処置を誤り国民の怨嗟を受ける。ただ、谷の場合は、梅ヶ崎事件で政府が処置を誤り国民の怨嗟を受ける。ただ、谷の場合は、梅ヶ崎事件で政府が処置を誤り国民の怨嗟を受ける。

次に第二点、即ち「国会ヲ開キ民ト公道ニ本キ民ト苦楽ヲ共ニスル立憲政体ヲ履行ス」べしとしている点である。谷は、国会を開くことで民意を汲み取り、「压制ノ政体」に陥ることを防ごうとした。谷も又、佐

佐木と同様国会により行政監察を行おうとするものであると思われる。谷の立憲政体への指向は、梅ヶ崎事件を経て確固たるものとなつたのであろう。この事は、以後の谷の政治家としての活動を考える上で重要である。谷は、これ以降、生涯に涉つて議会によって政府の失政を“匡正”するとの考えを持ち続けるからである。谷は、帝国議会開設に向けてその議員に就任することを強く望み、議会開設後、貴族院の子爵議員となるが、この時、自己の立場を「民党の政府に反対するは取て代るにあり、我輩の政府に反対するは政府の失政を匡正するにあり」と表明しており、また「野夫は元来政治に意見ありて世論と合はず、故に悉く実行の望みを断ち議政を以て税政を匡正せんと欲す」としている。谷は、この貴族院を拠り所に政府の失政を“匡正”するとの立場を終生持ち続け、活発な議会活動を行つたのである。

さて、梅ヶ崎事件は、谷の建白書提出の後、前述のように、谷の陸軍中将辞任は許さず、他の職を免職し非職とすることで決着した。しかし、この問題に併せて、政府改造の必要の入説を繰り返した佐佐木は、「本年（一四年）来春迄ニハ内閣モ破裂スベシ」との予測の下に、自己の目指す政府改造を成し遂げるべく、好機の到来を待ち受けた。そして、この好機は、割合に早く訪れたのである。即ち、開拓使官有物払い下げの許可を取り消し、參議大隈重信がその職を免ぜられ、一二三年の国会開設が声明せられることとなる周知の一四年の政変がこれである。この政変の実際については、既に実証的な諸研究⁽⁶²⁾があり、本稿ではこれについて

て詳しく述べることはしない。佐佐木は、この政変に中正党を結成し、この時も岩倉や、有栖川宮、明治天皇に盛んに入説し、政変の主導権を握ろうとする。しかし政変の経緯の中では、周到な準備をして臨んだ伊藤博文を中心として、「政変のシナリオは内閣レベルで調整されて推進されたのであり、天皇や宮中派がイニシアティブをとったわけではなかった」。佐佐木等の中正党は、政変の導入部を彩る重要なアクターではあったが、そのシナリオを書く役割は与えられなかつたのである。

北海道開拓使官有物払い下げ事件が、物議を醸す一四年八月には、佐佐木も谷も伊香保にあって湯治中であった。ここで、谷と佐佐木は「実事ナラバ甚不可ナル事ヲ建言」することを約す。以後、中正党結成まで、谷は陸軍、佐佐木は宮中と元老院という両者それぞれの立場から政府に対する運動が開始されたのである。

谷は、中正党が結成される以前から、三浦梧楼、鳥尾小弥太、曾我祐準と独自に会合を重ねていた⁽⁶³⁾。この陸軍内反主流派の四将軍は、開拓使官有物払い下げ事件に、最も積極的に動いたグループであった。彼等は、九月一二日連署して「國憲創立議会開設之建白」を提出した。ここでは、「速に元老院に立法の大權を委し、陛下親臨して法令を議せしめ、其決する所に由つて之を親裁し、以て之を内閣に附し施行せしめるの制に改め」る事を主張し、さらに國憲創立議会を元老院中に開設する事、開拓使官有物払い下げを中止することを主張した。提出にあたつて谷が

いることは注目すべきであろう。

この後、九月一八日「行政官ノ不当ノ施行ヲ論弁シテ、政府ヲ輔翼シ、急激論者ヲ抑制シテ、各其ノ中庸ヲ得セシムルノ論題」⁽⁶⁾により中正党が創立されたのである。中正党の行動・構成を分析した大日方純夫氏は、

「中正派の中核を形成した高知県出身の高官グループ、佐佐木・谷・土方・中村」⁽⁶³⁾としているが、谷がこれに能動的に参加するには、中正党結成の前段階として、本稿が分析した梅ヶ崎事件で、藩閥政府に対抗して谷が辞職を決意し、一方で佐佐木とも政治的結びつきを強化することが必要であったと言えるであろう。また、佐佐木は一四年政変の後、政府が新組織を採用していく中で、行政監督を行う言責官の設置を職を賭してまで強く主張するが、佐佐木が梅ヶ崎事件や谷の辞職を巡って如何に行動してきたかを考え合わせるとき、自己の行動を無意味なものとしないために当然な行動であったと言わなければならない。しかし、佐佐木の主張は伊藤の採用するところとはならなかつた。

そして、伊藤博文による内閣と宮中の制度化が進展する中で、佐佐木は、一時的には参議兼工部卿として内閣の一翼を担うこととなり、岩倉との協調を軸に中正党の政策実現を図つたが、やや長期的に見れば、しだいに佐佐木等「宮中派」は政治的な影響力を減退させていくことになつた。しかし、一方で、谷に於いては、恩給令の改正意見書における元老院の重視、梅ヶ崎事件の建白書に於ける国会開設の主張、さらに「憲創立議会開設之建白」の提出という一連の意見書に見るよう、未だ

その立憲政の具体像は明確ではないとしても、梅ヶ崎事件に始まる一連の出来事が、谷を立憲政に目覚めさせたと言つてよく、これが以後の政治活動を広げることとなつたのである。

おわりに

以上見てきたように、谷干城は、梅ヶ崎事件の経過を通じて、年来の陸軍や薩長藩閥政府の強引な合理主義的近代化政策が国民の伝統的生活を破壊し且つ儒教的倫理にも背くものとの認識を固め、これを非難して辞職を決意した。佐佐木高行等は、この谷の辞職問題を取り上げて、藩閥政府を非難すると共に、以前より抱いていた政府改造構想を岩倉、有栖川宮の大臣達や明治天皇に盛んに入説した。佐佐木の入説などにより、元田永孚や土方久元といった「宮中派」や有栖川宮は、谷に同情し結局を固めることとなつた。さらに、谷を深く信任していた明治天皇は、重ねての辞表提出も容易に聽許しなかつたばかりか、辞職をやむなしとした後も、谷への深い配慮を示した。こうした、谷と「宮中派」との交流は、谷に「宮中派」と同様な政府改造構想の必要を認識させることとなり、一四年政変における中正党結成の前提条件を用意した。また、天皇の信任の深さが明らかになつたことは、以後も谷任官の道を開き、またその発言の影響力を増大させたという意味に於いて、谷に掛け替えのない政治資産を提供することとなつた。さらに、本稿で紹介した

谷の梅ヶ崎事件に関する建白書は、行政監督を行う彈正台の設置か、国会の設立をも主張していた。これは、いわゆる四將軍の「國憲創立議会開設之建白」と併せて、谷の政治的な成長を物語るものであった。

また、谷の立憲政への指向は、佐佐木等との交流によりもたらされたものであった。しかし、佐佐木が宮中で生涯を過じし、立憲政の導入以後は、その政治的役割の大部分を失つたのに對し、谷の場合は、立憲政への熱意と參加意欲を維持したことにより、以後の活躍の場が与えられることとなつた。

谷が考慮した国会設立の目的は、藩閥政府の恣意から国民の生活を守るためにものと考えられ、これは後に貴族院議員として、議会の使命と考えた政府の失政を「匡正」しようとする考えの萌芽と見る事ができる。谷の立憲政に対する理解がより具体的なものとなるためには、高知政界で実見する地方政治の現状理解と、洋行による立憲政実践の場における修練が必要ではあつたが、しだいに谷は、「立憲」政治によつて、その「保守」主義を実践しようとする思想を持つに至る。そして、その思想は、梅ヶ崎事件による辞表提出が端緒となつたと言えるのである。

註

(1) このことば、谷千城が明治陸軍の主流にいた事を意味しない。詳しくは、拙稿「政治家としての谷千城」(『谷千城関係文書』解説、北景社、一九九五年) 参照。谷に関する先行研究についても拙稿参照。この拙稿では、本稿で取り扱う梅ヶ崎軍人遺骨処分事件の詳細等については、留保して置いた。

なお、本稿での史料引用に際しては、原則として、旧漢字や異体字などは新

字体に改め、適宜句読点を補つた。また、引用中の（ ）はことわらない限り筆者注記であり、引用史料の内、『谷千城遺稿』(靖獻社、一九二一年刊、一九七六年東京大学出版会復刻)は、『遺稿』『保古飛呂比・佐佐木高行日記』(東京大学出版会、一九六六年)は『保古飛呂比』と略記する。

(2) 前掲拙稿参照。

(3) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』(吉川弘文館、一九九一年)二八七頁以下。

(4) 中正党、明治一四年の政変については、大久保利謙「明治一四年の政変」(大久保利謙歴史著作集2『明治國家の形成』所収、吉川弘文館、一九八六年)、梅溪昇「明治一四年政変と佐々木高行」(同『明治前期政治史の研究』所収、未来社、一九六三年)、大日方純夫「一八八一年の政変をめぐる中正派の軌跡」(『日本史研究』二〇五号、一九七九年九月)、中川壽之「一八八一年一〇月の太政官制改革に関する考察」(『中央史学』一〇号、一九八七年三月)、西川誠「明治一〇年代前半の佐々木高行グループ」(『日本歴史』四八四号、一九八八年九月)等参照。また、佐佐木高行については、笠原英彦『天皇親政・佐々木高行日記にみる明治政府と宮廷』(中公新書、一九九五年一月)、福地博「高知県政界と佐々木高行—明治七年」(福地重孝先生選著記念論文集刊行委員会編『近代日本形成過程の研究』雄山閣、一九七八年)等がある。

(5) 平尾道雄著『子爵谷千城伝』(象山社復刻、一九八一年)四九三頁。

(6) 「公文録」明治一四年海軍省、「長崎梅ヶ崎ニ於テ台灣ノ役戦病死病没者改葬始末ノ件」所収(国立公文書館蔵 請求記号2A-10-公3057)。

(7) (8) 註(6)に同じ。

(9) (10) 「長崎県令内海忠勝外壹名陸海軍人屬遺骨転葬ニ付進退伺ノ件」(『公文録』明治一四年府県、所収(国立公文書館 請求番号2A-10-公3140)。

(11) 御厨貴「地方制度改革と民権運動の展開」(井上光貞他編『日本歴史大系』四近代一、山川出版社、一九八七年)五一〇頁以下は、内海を「牧民官」と評し、地方官の実状について考察されてい。参考された。

- (13) 内海忠勝顕彰会発行 一九六六年九月、二七七頁以下。
- (14) この問題が浮上している(三年一二月の時点)で、内海の増俸について「内海長崎県令並三島山形県令は俸給增加の事御窺仕置候處、未た御沙汰不為在候由、可成速に相運ひ候様御心添被成下度」とある(「三年一二月一〇日付大限重信・伊藤博文宛松方正義書翰 前掲『伊藤博文関係文書』七 九五頁)。
- (15) 『遺稿』上 四三三頁。
- (16) 「中将谷千城免官ヲ請ノ件」、「公文錄」明治一四年官員 所収(国立公文書館藏 請求番号 2A-10-13199)。
- (17) 「中將谷千城免官ヲ請ノ件」、「公文錄」明治一四年官員 所収(国立公文書館藏 請求番号 2A-10-13200)。
- (18) 『保古飛呂比』10 一二八頁以下。
- (19) 天皇親政運動について、坂本前掲書一頁以下、笠原前掲書、及び渡辺昭夫「侍補制度と天皇親政運動」(『歴史学研究』二五一号、一九六一年四月)、同「天皇制国家形成途上における『天皇親政』の思想と行動」(『歴史学研究』二五四号、一九六一年六月)等参照。
- (20) 『保古飛呂比』九 三八二頁以下。また、この構想については、梅溪前掲論文参照。
- (21) 『保古飛呂比』10 一三一頁。
- (22) 『保古飛呂比』10 一三三頁。
- (23) 文部省内の紛議とは、當時文部卿であった河野敏鎌と文部少輔九鬼隆一、文部省三等出仕加藤弘之の意見が合わず、九鬼等が岩倉石大臣に河野は孔孟の教えを迂遠なりとしたとしてこれが聖旨にそわづとして転任を請うたもので、明治天皇はこれを憂慮し、河野と親しい佐佐木に河野の真意を確かめさせた。河野は種々陳弁するところがあつたが、文部省内に河野は営業社社員を文部省に採用するとの河野排斥論もあり、岩倉は対応に苦慮したという問題である。問題は、岩倉等が河野、九鬼両者が傷つくことを恐れ、一四年四月、河野を新設の農商務卿に転任させることで一応の解決を見た。また、海軍省の紛議とは、一三年海軍部内に新たに海軍參謀本部を設けようとする議があつたが、海軍卿榎本武揚はこれに賛成せず、しかし、將官の過半は參謀本部設置説を支持するに及び榎本海軍卿排斥運動が高まつた。これにより榎本は辞職することとなつたが、その後問題で薩摩・長州の藩閥間で主張があわづ紛議を生じたのである。この問題は、海軍將官が推す川村純義の海軍卿復任を、当初藩閥権衡を考慮し反対していた伊藤博文が他に人材を求められず、やむをえずとして承認したことにより決着した(宮内庁編『明治天皇紀』五、吉川弘文館、一九七一年、三〇〇頁以下及び三一六頁以下)。両問題とも佐佐木高行、元田永孚、土方久元等は天皇の相談相手となると、ラインフォーマルな形で関与した。
- (24) 『保古飛呂比』10 一三三頁以下。
- (25) 『保古飛呂比』10 一三三頁以下。
- (26) 一四年三月一七日付岩倉書翰(前掲『伊藤博文関係文書』三 九六頁)。
- (27) 『保古飛呂比』10 一三七頁。
- (28) 『保古飛呂比』10 一四二頁以下。
- (29) 『保古飛呂比』10 一四三頁以下。
- (30) 『保古飛呂比』10 一四五頁以下。
- (31) 『保古飛呂比』10 一四七頁以下。
- (32) 『保古飛呂比』10 一四九頁以下。
- (33) 一〇日付佐佐木宛元田書翰にも、「昨日ハ御拝謁ニテ、尚又谷中將ノ事、御沙汰被為在候旨 誠ニ御厚キ思召、御互ニ大慶仕候、迂老ニモ、昨日其御内論モ蒙り申候故、土方氏迄ニ及ビ、宮中ニハ可成正義忠臣ノ人ヲ御採用可被透候處、事務ハ宜シク候共、大輔ヲ御留メ置被遊候チ、土方如キ正義ノ人ヲ御転任被為在候テハ、其跡ハ如何ナル人ヲ御用ヒ可被遊候哉、谷中將ニ候ヘハ、可然人物ニ候ヘ共、同人ハ御受ケ申上候事モ難計」とある(『保古飛呂比』10 一八二頁以下)。
- (34) 『保古飛呂比』10 一六一頁。
- (35) 『保古飛呂比』10 一八〇頁。
- (36) 『保古飛呂比』10 一三四頁。
- (37) 『保古飛呂比』10 一四七頁。

- (38) 『保古飛呂比』10 二六四頁。
- (39) 『保古飛呂比』10 二三四頁以下。
- (40) なお柳原前光については、長井純市「柳原前光と明治国家形成」(福地博・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』所収、吉川弘文館、一九九三年) 参照。
- (41) 『保古飛呂比』10 二五八頁。
- (42) 『保古飛呂比』10 二四〇頁。
- (43) (44) 『保古飛呂比』10 二五八頁。また、「朝野新聞」などは、事件に「内海」と題する新製謡曲を掲載して揶揄したり(一四年五月二十五・二六日号)、谷の辞表提出後の政府処置の遅れを「政府にて之が指令無きは如何の御趣意にや」とする記事もある(同二十七日号)。
- (45) 『保古飛呂比』10 二六八頁。
- (46) 『保古飛呂比』10 二六八頁。なお、事件は、陸海軍の主導により、旧梅ヶ崎墓地の埋葬者五五〇名を佐古墓地に合葬し、「一大碑を建てて、改葬の事由、各人の姓名を錄し旧墓標を列した上、一六年一〇月一五日、谷千城を祭主」とし、勅使として侍従北条氏恭を差遣し靖國神社に准じ勅祭を行といふ事なり、明治天皇よりは幣帛を賜っている(明治天皇紀)六 一二二頁)。また、内海は、一六年三月辞職が許されるまで、長崎県令を勤めた。
- (47) また、干城の祖、泰山は、山崎蘭斎の門流に属したが、三上参次著『尊王論発達史』(富山房、一九四一年)によると、「山崎流の中には最も峻厳なる国体説、尊王説を説く「人なり」としている。干城自身、この泰山の詩文著作を集成した『泰山集』を刊行しており、干城も泰山の学問を伝承し、極めて強い尊皇思想を有していた。
- (48) 谷の対外観については、別稿を用意する予定である。
- (49) 実現はしなかつたが、一一年には、谷が高知県令に擬されたこともあった(前掲拙稿参照)。また、土佐派の構成メンバーは西川前掲論文等参照。
- (50) 『保古飛呂比』六三一一頁。八年一〇月二十五日条。
- (51) 前掲拙稿参照。
- (52) 「遺稿」上 八七三頁。
- (53) 『保古飛呂比』九 一一九頁。小沢武雄の陸軍内に於ける当時の位置について、太澤博明「月曜会事件の再検討—所謂四将軍との関係を中心にして—」(『法学雑誌』三五卷一・二号、一九八八年) 参照。
- (54) 『保古飛呂比』九 一八頁以下。また、一三年五月付岩倉具視宛佐佐木書翰で、佐佐木は外債論の不可を論じた後、河野敏鍊、谷千城、細川潤次郎、中村弘毅、土方久元が佐佐木と同論である旨伝えてくる(「三条実美関係文書」国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (55) 本稿でとり上げた意見書の外にも、谷は、この一四年に「叙勲之不公平に付建白」(『遺稿』下 七九頁以下)及び「檜垣少佐之事に付不平之意見」(『遺稿』下 八四頁以下)を提出していく。
- (56) 「公文別録」中の「上書建言録」所収「谷千城建白陸軍恩給令ノ改正」(国立公文書館蔵 2A-11-別53)また、前掲「谷千城関係文書」「四八六 陸軍恩給令改正の意見書」に草稿がある。
- (57) 前註(56)「上書建言録」所収「陸軍中將谷千城建白長崎梅ヶ崎軍人軍属改革事件法官ニ付シテ審査ヲ乞フ議」。
- (58) 『保古飛呂比』九 四〇五頁以下。
- (59) 二五年弘田正郎宛谷千城書翰(『遺稿』下 五七一頁)。
- (60) 「明治三八年四月日本弘道会長辞職の理由」(『遺稿』下 六六七頁以下)。
- (61) 『保古飛呂比』10 一五一頁以下。
- (62) 註(4) 参照。
- (63) 坂本前掲書 七七頁。
- (64) 『保古飛呂比』10 三四九頁。
- (65) 『保古飛呂比』によると、開拓使問題での四将軍の会合は、九月九日、同一一日が確認できる(『保古飛呂比』10 三六四頁)。
- (66) 『遺稿』下 八七頁以下。
- (67) 『保古飛呂比』10 四〇〇頁以下。
- (68) 大日方前掲論文。
- (69) 坂本前掲書 中川前掲論文参照。